

令和6年度 第4回山梨県公共事業評価委員会

- 1 日時：令和6年10月2日（水）10:30～16:00
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）

（委員）内川義行、岡村美好、斉藤成彦、堤大三、保坂ひとみ、馬籠純、宮川雅至、
渡辺たま緒（50音順）

（県）耕地課・道路整備課・道路管理課・都市計画課職員

（事務局）県土整備部総括技術審査監、林政部主幹、農政部主幹、県土整備部主幹、県土
整備総務課職員
- 4 傍聴者等の数 0人
- 5 会議次第
 1. 開会
 - (1) 委員長あいさつ
 2. 議事 議事録のページ
 - (1) 調書修正箇所説明について

再1	農政	農道整備事業	菱山	P2
再3	農政	中山間地域整備事業	富士川北部	P2
再8	県土	道路事業	(一) 中下条甲府線（丸の内～宝工区）	P2
事前1	県土	道路事業	(主) 都留道志線（新道坂トンネル）	P2
再6	県土	道路事業	(主) 長坂高根線（清光寺坂上交差点）	P2
 - (2) 審議対象箇所の事業説明

事前7	県土	道路事業	(主) 甲府昇仙峡線（竹日向工区）	P2
再14	県土	道路事業	(一) 北原下条南割線（羽根工区）	P3
再11	県土	道路事業	(主) 甲府昇仙峡線（櫻橋）	P4
再12	県土	道路事業	(主) 韮崎南アルプス中央線	
			(旭有野バイパス（有野～飯野工区）)	P4
再13	県土	道路事業	(主) 甲府中央右左口線	
			(リニア駅アクセス道路)	P5
再10	県土	道路事業	国道139号(上和田バイパス)	P6
事前8	県土	街路事業	(都) 塩山駅下於曾線ほか1路線	P7

再2	農政	中山間地域整備事業	市川三郷	P7
再9	農政	中山間地域整備事業	武田の里	P8

3. 閉会

6 議事概要

(1) 調書修正箇所説明について

関係課室からの説明を行い、出席委員により確認された。

(2) 審議対象箇所の事業説明

<事前評価事業>

事前7 県土 道路事業 【(主) 甲府昇仙峡線 (竹日向工区)】

(質疑応答)

○委員：当該計画は急カーブ部分のみに橋梁を架設した方が経済的なのではないか。バイパス計画とした理由を教えてください。

●道路整備課：急カーブ部分は、高低差が大きく道路構造令上の縦断勾配の基準を満たすことが難しいことから、これを満たすような範囲において起点と終点を計画した。また、現道を改良する計画であると、高低差解消のため現道高さを上げる必要があり、観光路線であることも踏まえると通行させながら工事を行うことは困難である。そのため、現道交通を確保しながら工事を行うことができるバイパス計画とした。

○委員：バイパス部分の構造を教えてください。

●道路整備課：バイパス部分の構造は、栈橋形式で計画をしている。

○委員：当該路線は観光地へのアクセス道路と位置付けられていると思うが、調書P1に記載している自動車交通量が少なく見える。

●道路整備課：自動車交通量は、基本的に平日において、通常とは異なる交通状態（観光シーズンなど）を避けて計測するため、実際の観光シーズンよりは自動車交通量が少なくなっている。

○委員：バイパス整備後、現道の管理はどうなるのか。

- 道路整備課：市へ移管する方向で調整中である。
- 委員：現道はバイパス整備後でも車両等は通行できるのか。
- 道路整備課：現道部分に住居もあるため、通行できるよう計画している。
- 委員：当該路線と市営林道高成線との接続についてどのような計画か。
- 道路整備課：バイパスと接続する部分について、出入りしやすいよう計画をしている。
- 委員：河川上に道路を計画しているが、河川への影響等は見込んでいるか。
- 道路整備課：河川管理者と調整し影響がないような計画としている。
- 委員長：この事業については、実施としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

<再評価事業>

再14 県土 道路事業 【(一) 北原下条南割線 (羽根工区)】

(質疑応答)

- 委員：安全な通学路整備を目的にしている割に交通事故減少便益が小さいのはなぜか。
- 道路整備課：歩行者の事故は含まれず、車の事故を対象とした便益であるためである。
- 委員：安全な通学路整備を行うことによる事故減少便益が数字として表れにくいようなので、便益に数字として表れているアクセス性向上の面を調書に加えるべきである。
- 道路整備課：記載について検討する。
- 委員：当該路線について、自転車に対する配慮はしているのか。
- 道路整備課：自転車については路肩を走行することとしており、路肩の排水構造物について、自転車が通行しやすい構造にしている。
- 委員：当該事業の近くに位置する小学校は、統廃合の予定はあるのか。
- 道路整備課：統合された小学校であり、現時点では、統廃合の予定はない。
- 委員：埋蔵文化財調査に時間を要しているため、計画期間を延長していると記載があるが、調書上で調査位置を記載すべきではないか。
- 道路整備課：図面に調査位置を記載する。
- 委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

再11 県土 道路事業 【(主) 甲府昇仙峡線(櫻橋)】

(質疑応答)

- 委員：仮設土留め工法は下の岩盤層に打ち込む計画なのか。
- 道路整備課：岩盤層まで打ち込む計画である。
- 委員：今回、河川の玉石が多く発生し仮設土留め工法を変更したが、現橋を建設した当時の記録を参考に玉石の存在を予測できなかったのか。
- 道路整備課：昭和35年に建設された橋梁であり、当時の記録は残っていなかったため、予測はできなかった。
- 委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

再12 県土 道路事業 【(主) 韮崎南アルプス中央線 (旭有野バイパス(有野～飯野工区))】

(質疑応答)

- 委員：当該区間(有野～飯野工区)に隣接している旭町～有野工区及び飯野～曲輪田工区の進捗状況を教えてほしい。
- 道路整備課：旭町～有野工区については、用地買収を進めており、令和9年度の完成を予定している。また、飯野～曲輪田工区については、設計や用地測量を実施しており、令和11年度の完成を予定している。
- 委員：調書P1(2)事業位置図等の旭町～有野工区の北側の点線部分は、事業を実施しているのか。
- 道路整備課：現在、地元と協議をしている段階であり、事業は実施していない。
- 委員：各工区が繋がらなくても、完成した箇所から部分供用をするということか。
- 道路整備課：その通りである。
- 委員：農業用水路に道路の排水を流しても良いのか。
- 道路整備課：施設管理者と協議の上、了承を得ている。
- 委員：総事業費の増額理由に関して、構造変更した数量などを調書に具体的に記載して

ほしい。

●道路整備課：記載内容について検討する。

○委員：調書P2（2）費用対効果分析における走行時間短縮便益が着手時点より増加した理由は。

●道路整備課：将来交通量および便益額を算出するための原単位が着手時点と比較して増加したことが要因である。

○委員：本計画の必要性を強調するために、今後本道路へ交通転換が見込まれる現道における交通量について調書に記載できないか。

●道路整備課：記載について検討する。

○委員：交差点部において、ラウンドアバウト構造の検討はしたか。

●道路整備課：交差点形状の設計にあたり、ラウンドアバウト構造も検討したが、地元の意向も踏まえた結果、通常の交差点形状を採用した。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

再13 県土 道路事業 【(主) 甲府中央右左口線 (リニア駅アクセス道路)】

(質疑応答)

○委員：橋梁形式からボックスカルバート形式へ変更となることにより、ガス管が支障となくなるのはなぜか。

●道路整備課：橋梁形式では、橋梁下部工の杭基礎が必要となり、ガス管が杭基礎に干渉するが、ボックスカルバート形式は杭基礎などが不要であるためガス管に干渉しない。

○委員：側道の橋梁を掛け替える際に、ガス管に干渉しない位置に橋をずらすことはできなかったのか。

●道路整備課：橋梁の位置をずらすと、既存の側道の線形を維持できなくなるため、橋梁形式は採用できなかった。

○委員：ガス管が干渉になっていることが構造変更の大きな要因となっていると思うが、理由が複雑で理解が難しい。もう少し調書に構造変更の理由を詳細に記載した方が良いのでは。

●道路整備課：記載について検討する。

○委員：調書P3の②進捗実績が計画と相違している理由についても詳細に記載した方が良いのでは。

●道路整備課：記載について検討する。

○委員：調書P2（2）費用対効果分析における交通事故減少便益が着手時点より大きく増加している理由は。

●道路整備課：リニア駅周辺の事業が具体化する中で将来交通量が着手時点と比較して増加したことが要因である。

○委員長：この事業に関しては、リニア中央新幹線駅に近接する重要道路であることから、事業の意義は理解できる。しかし、総事業費と計画期間の変更理由が複雑であり、これらの理解が困難であったことから、調書の修正を行った上で、継続審議という形で次回の審議に持ち越してもよろしいか。

○委員：異議なし。

再10 県土 道路事業 【国道139号（上和田バイパス）】

（質疑応答）

○委員：トンネル工や橋梁工において、掘削を行ったら脆弱な地盤が発見されたとのことであるが、元々中央構造線等に近いことから、地質が脆弱であることは分からなかったのか。また、事前に調査を行わないのか。

●道路整備課：近傍の既往成果や現地踏査により地質を想定し計画を立てるが、詳細な地質調査は事業化後に実施するため、当初想定と異なることがある。

○委員：前回までの再評価の際に、別構造物について調査結果に伴う変更を行っているが、今回の変更要素の内容を評価に諮ることはできなかったのか。

●道路整備課：1号橋の地質状況の変更については、調査にあたり借地が必要となりその交渉に時間がかかったことから地質調査の着手に遅れが生じてしまったこと、また、その結果想定と地質が異なり構造変更を余儀なくされたことから、今回の評価に諮った。

○委員：当該事業は、トンネル工・橋梁工および法面工が複数箇所あるが、今回の再評価における変更対象となっている箇所について、調書で明記した方がわかりやすいのでは。

●道路整備課：調書で明記する。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<事前評価事業>

事前9 県土 街路事業 【(都) 塩山駅下於曾線ほか1路線】

(質疑応答)

○委員：当該路線が整備後、新たな通学路として見込まれているとのことだが、当該路線を利用すると既存道路よりも迂回感があるように見える。

●都市計画課：既存道路を利用するよりも若干、通学距離が長くなるが、関係者と協議をする中で安全性を優先し当該路線を通学路として利用することとなっている。

○委員：当該路線の計画位置の妥当性を教えてほしい。

●都市計画課：当該路線の計画にあたり、新設道路と現道拡幅との事業影響範囲を比較し、用地補償等の影響を最小限にできる新設道路を整備することが妥当と判断した。

○委員：用地取得についてどのように進めていくのか。

●都市計画課：市の立地適正化計画を念頭に事業を行うことから、市と協力しながら用地取得を進めていく予定である。

○委員長：この事業については、実施としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<再評価事業>

再2 農政 中山間地域整備事業 【市川三郷】

(質疑応答)

○委員：今回の計画期間の延伸の理由として地元との合意形成が理由としているが、現在は地元の合意形成は完了したのか。

●耕地課：地元との合意形成は完了している。

○委員：換地計画は確定しているのか。

●耕地課：概ね確定しており、順次工事を実施している。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

再9 農政 中山間地域整備事業 【武田の里】

（質疑応答）

○委員：埋蔵文化財調査に時間を要しているため、計画期間を延長していると記載があるが、調書にその調査位置が記載されていないので、記載願いたい。

●耕地課：記載について検討する。

○委員：調書P3の③総事業費の変更内容の変更工種と調書P5以降の変更工種の詳細説明の順番を合わせた方が良い。また、変更内容と事業効果が同じページに記載されているが、分けて記載をした方がわかりやすい調書となるのでは。

●耕地課：記載について検討する

○委員：調書P3の④事業期間の変更理由を見ると、記載されている区画整理と営農飲雑用水施設だけに見えるが、調書P1の③全体計画を見ると他工種も来年度以降に残っている。他工種も遅れている理由があるのか。

●耕地課：調書P1③全体計画に記載のとおり、区画整理と営農飲雑用水施設以外にも個々の路線で遅れている理由はあるが、調書には主な要因を記載している。調書P3の④事業期間の変更理由の記載について検討する。

○委員：営農飲雑用水施設の事業費が大幅に増加している理由は。

●耕地課：社会情勢の変化により災害時における当該施設の耐震性が求められたことにより整備方針を変更した。

○委員：調書P2（1）事業を巡る社会経済情勢等の変化欄に社会情勢の変化による営農飲雑用水施設の整備方針の変更を記載するのが望ましいと思われる。

●耕地課：記載について検討する。

○委員：調書P1③全体計画の令和7年度以降で営農飲雑用水施設が6箇所と記載されているが、調書P4の位置図における配水池の数が3箇所となっており、整合が取れていない。

●耕地課：調書P4の位置図においては、営農飲雑用水施設をろ過施設3箇所と配水池3箇所の2種類で分けて記載しているためである、調書P4の位置図の記載内容について検討する。

○委員：営農飲雑用水施設の事業費増額に関して、各施設における増額の割合はどの程度であるか。

●耕地課：配水池、配水管径、管路延長の3つの要素についてそれぞれ、1／3程度ずつである。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。